

契約の内容（随意契約の場合の内容を含む）

工事の名称	国立能楽堂小荷物昇降機設備改修工事	
工事概要	小荷物専用昇降機設備（150kg、2停止）2台について、巻上機、制御盤、操作盤、ロープ等の主要部品の更新	
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約担当官等の役職	分任契約担当役 国立能楽堂部長
	契約担当官等の氏名	佐藤 和男
	所属する部局の名称	独立行政法人日本芸術文化振興会国立能楽堂部
	所属する部局の所在地	東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-18-1
契約年月日	令和5年11月29日	
契約の相手方の名称	三菱電機ビルソリューションズ株式会社東日本支社	
契約の相手方の住所	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	
契約金額（税込み）	7,227,000円（落札率90.9%）	
予定価格（税込み）	7,953,000円	
工事場所	東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-18-1	
工事種別	機械器具設置工事	
工事着手の時期	令和5年11月30日	
工事完成の時期	令和6年2月29日	

- ※ 1. 公益法人と随意契約を締結する場合は、「当該法人に振興会の役員又は課長相当職以上の職を経験したものが役員として、契約を締結した日に在職している人数」を追加して記入すること。
2. 随意契約の場合は、「落札率（契約金額を予定価格で除したものに100を乗じて得た率）」を追加して記入すること。

随 意 契 約 理 由 書

1. 契約業者名：三菱電機ビルソリューションズ株式会社
2. 工事の名称：国立能楽堂小荷物昇降機設備改修工事
3. 随意契約理由：

【目的】

国立能楽堂の小荷物用昇降機設備（2基）は、設置後40年が経過し、製造所による主要な補修部品の保有期間が令和3年3月で終了している。保有期間が終了した部品が原因で故障が発生した場合は修理不能となり、業務運営に多大な支障をきたすことになるため、当設備の改修工事を実施する。

【内容】

運用上再利用としても支障のない部品（三方枠、カゴ室、ガイドレール等）については残置とし、重要な部品（巻上機、制御盤、操作盤、ロープ等）について更新する。

【理由】

本改修工事は「資源の有効利用」、「工事費用の低減」、「工事に伴う利用停止時間の低減」を図るべく、保守業務を委託している三菱電機ビルソリューションズ株式会社の見解を基に、再利用できる部品は可能な範囲で再利用する計画としている。

本工事において、既設流用部品と新設部品の整合及び調整作業は非常に重要な要素であり、新旧部品に精通した技術が不可欠である。この工事内容に対応するには既存設備の製造元である三菱電機ビルソリューションズ株式会社の技術が必須であることから、同社と随意契約を行うものである。

【適用条文】

当該設備の構造、機能、配線系統、その他全般を熟知している三菱電機ビルソリューションズ株式会社と、会計規程第24条第1項第1号の規定により随意契約を締結する。